

令和4年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日	令和4年12月8日	監理用地課長補佐	山下みさと
1. 招 集 の 場 所	第1委員会室(午前) 第3委員会室(午後)	まちづくり推進課長補佐	安田 司
1. 開 会	令和4年12月8日 午前8時58分	まちづくり推進課室長	清家 昌弘
1. 閉 会	令和4年12月8日 午後3時48分	政策推進課室長	上甲 宏之
1. 出 席 委 員		消防総務課課長補佐	徳山 隆
委員長	河野 清一	教育総務課長補佐	土居 靖史
副委員長	加藤 美香	学校教育課長補佐	榊田寿美子
委員	佐藤 恒夫	三瓶学校給食センター所長	竹崎 博泰
委員	小玉 忠重	生涯学習課長補佐	佐藤陽一郎
委員	源 正樹	スポーツ・文化課長補佐	高木 邦宏
1. 欠 席 委 員		総務課係長	兵頭 栄治
委員	中村 敬治	総務課係長	森岡 光雄
な し		総務課係長	角藤 展行
1. 出 席 説 明 員		危機管理課係長	宇都宮雅己
総務部長	山住 哲司	危機管理課係長	寺岡 誠
政策企画部長	宇都宮明彦	税務課係長	柴田 直樹
消防本部消防長	酒井 広一	まちづくり推進課係長	宇都宮弘志郎
教育部長	宇都宮 裕	まちづくり推進課係長	往田 剛
議会事務局長	富永 誠	政策推進課係長	脇本美登利
総務課長	兵頭 章夫	政策推進課係長	山村 正志
危機管理課長	谷川 和久	教育総務課係長	中井 圭介
税務課長	宮中 英希	スポーツ・文化課係長	兵頭 孝明
財政課長	安岡 克敏	1. 出席議会事務局職員	
監理用地課長	松本 豊和	書記	瀧川 健二
まちづくり推進課長	長野 静香	1. 会議に付した事件	
政策推進課長	原井川英一	議案第105号	野村中学校外壁改修工事変更請負契約について
消防署長	大西 信介	議案第106号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について
消防総務課長	宇都宮憲治	議案第107号	西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について
防災課長	山本 清久	議案第108号	西予市債権管理条例制定について
教育総務課長	山崎 徳博	議案第109号	西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
生涯学習課長	竹内 克之	議案第110号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について
スポーツ・文化課長	浅井 裕史	議案第111号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
明浜教育課長	大中 規至	議案第112号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について
野村教育課長	佐藤 茂輝		
城川教育課長	伊井 健一		
三瓶教育課長	宇都宮積矢		
総務課長補佐	大崎 伸一		
総務課長補佐	岡本 夕佳		
危機管理課長補佐	三好 栄治		
危機管理監	兵頭 浩樹		
税務課長補佐	源 琢哉		
財政課長補佐	沖野 貴洋		

- 議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第121号 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第130号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第131号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第132号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第133号 西予市市民憩いの家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第134号 西予市ふれあい森林施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第135号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第136号 西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第139号 西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第140号 西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について
- 議案第151号 令和4年西予市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第158号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について
- 請願第2号 学校給食の無償化を求める請願
- 請願第3号 西予市内の事業者から購入を求める請願書

## 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時58分

**○加藤副委員長**

これより令和4年第4回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会にあたり、委員長より挨拶があります。

**○河野委員長**

委員長が挨拶を行う。

**○加藤副委員長**

次に、山住部長より挨拶をお願いいたします。

**○山住総務部長**

山住部長が挨拶を行う。

**○加藤副委員長**

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

**【総務部】**

**【総務課】**

**○河野委員長**

それでは、総務部の審査を行います。

議案第107号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭総務課長**

それでは議案第107号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年度に向けた組織機構再編に伴い、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を市長部局に移管しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が管理執行する者の範囲を定めるとともに、関係する3条例の一部を改正するものです。なお、令和5年度に予定している新たな組織機構図（案）につきましては、事前に資料をお送りしておりますので、今回の条例改正に伴う主な組織再編を抜粋して説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。

まず、少子高齢化に伴い、人口減少が進み、地域活動が衰退していく中で、課題解決のための拠点整備を行うため、教育委員会の公民館を地域づくり活動センターとして、市長部局に移行します。

また、このことにあわせて、スポーツ・文化課が所管している学校における体育に関するものを除くスポーツに関する事務及び文化財保護に関するものを除く文化に関する事務の権限を市長部局へ移管するとともに、生涯学習課が所管する生涯学習事業の一部及びスポーツ・文化課が所管する文化財保護事業の一部を市長部局へ補助執行いたします。なお、教育委員会においては、生涯学習課とスポーツ・文化課の施設及び事務の一部を市長部局へ移管、補助執行することから2課を統合して、まなび推進課を新設し、教育委員会で継続する学校体育及び文化財保護等の事業を推進していく予定です。

続いて資料1ページにお戻りください。

移管及び補助執行先となる市長部局の主な部署としましては、まずは政策企画部まちづくり推進課において、新たに生涯学習係とスポーツ文化振興係を設置し、地域づくり活動センターと連携し、移管されるスポーツ文化事業及び補助執行される生涯学習事業の取組を一体的に推進していくこととしております。

次に、資料2ページですが、産業部経済振興課においては、城川地区にあるギャラリーしろかわを新たに所管し、加えて隣接する城川歴史民俗資料館を補助執行することで、今年度にオープンしましたジオミュージアムを合わせた城川3施設を連携させた観光振興を推進していくこととしております。なお、組織機構につきましては、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を市長部局に移管補助執行することのほかにも、再編が予定されております。

資料1ページの税務課におきましては、債権整理室を設置することで、市債権の整理と適切な処理を進めていく予定としており、監理用地課においては、今年度末で廃止とし、契約管理業務については、財政課に契約管理室を設置して、工事や委託事業等の予算調整及び執行状況を財政課で一元的に管理できる体制とし、用地登記業務については、建設課に用地登記係を設置することで、道路改良事業や市道認定等による登記事務と連携して推進する体制とします。

また、政策推進課の情報推進室をデジタル推進室へと改名し、国が推進していくDX事業等デジタル業務の推進を強化する予定です。

次に資料4から5ページの各支所におきましても、地域づくり活動センターの行政サービス機能充実に伴い、支所機能を見直すこととしております。支所教育課につきましては廃止、支所総務課と生活福祉課を統合し、地域生活課を新設するとともに、支所業務の一部を本庁に集約することで、業務の効率化を図ります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○佐藤委員

大幅な組織変更があるわけなんですけど、支所は、2課になったりということで、市民の皆様の方には、周知とかというのはどのような形で行われる予定ですか。

#### ○兵頭総務課長

広報で新たな組織機構の関係につきまして周知する予定としております。今回の議会が通りましたら1月20日の広報にて周知する予定としております。

#### ○佐藤委員

支所関係は、かなり仕事というのが、産業建設課、地域福祉課の2課になって、非常に不便になるというか、そういうふうな感じにちょっと私は思うわけなんですけど、そういったところはこういった感じで対応される予定でしょうか。

#### ○兵頭総務課長

今回の支所の再編につきましては、活動センターの機能と支所機能とのバランスを調整するものとなります。ICT等が導入されることにより、最寄りの活動センター窓口でも、行政サービスの提供が可能になりますから、それに伴い支所においても、業務及び人員体制の見直しが必要としております。このことに関しましては既に支所関係者と、支所業務に関係する本庁、教育委員会の関係課にて、市民サービスの面で支所に残すべき業務、またタブレット等とかICTの活用や効率化にて本庁で集約できる業務を精査してありまして、支所に残る業務量のヒアリングを総務課がしまして、必要な職員数は配置する計画としております。あわせて今後は、来年4月からの支所窓口業務の

スタートに向けて、本庁関係課と各支所で、タブレットやシステム等を活用した窓口連携について、事前テストを行う計画としておりますので、行政サービスが低下することのないように、準備を進めているところでございます。

#### ○佐藤委員

支所関係、今説明は聞いたんですが、人員もかなり削減が今の状態と比べると、今の支所と比べると削減があるふうに感じるんですが、大体、何名ぐらい削減というか、支所ごとに、もしも野村支所が大体このぐらいの人数で行きますよという形のものが分かっているんだったら説明を願います。

#### ○兵頭総務課長

まず4支所におきましては、平均で現在の正職員数の約60%程度になる予定です。

各支所別にいきますと、明浜ですが現在の26名が13名こころは50%ほど下がります。野村支所が29名が19名こちらは34%の減となり、城川支所が25名が14名こちらは44%の減、三瓶支所が28名が18名こちらは36%の減となっています。これは正職員の数、保健師も含めた正職員の数となります。

#### ○源委員

今、佐藤委員から職員の数の質疑があったと思うんですが加えていわゆる5級職員課長級がかなり減るかと思いますが、課長級で5級の職員課長級で何名減になるのでしょうかお尋ねします。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時14分)

#### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時14分)

#### ○兵頭総務課長

明浜支所が、現在課長が4名おりますが、再編後は2名になります。野村支所も4名から2名、城川も4名から2名、三瓶も4名から2名ということ。

#### ○源委員

ありがとうございます。あと加えて監理用地課が係になったり、そこら辺もあるかと思うんで減少幅分かりました。

もう1点なんですけど、これ生涯学習課とスポーツ・文化課が、基本的には係はまちづくりのほうに行くということで、正直今現在仕事量というか、

業務内容見てもかなりまちづくり推進課の所管する業務のほうが多くて、これ以上増えると少しどうなんだろうと懸念をするんですがその辺りについてお考えをお伺いします。

#### ○兵頭総務課長

まちづくり推進課につきましては、職員数を大幅に増員する計画としており、また課長は1名ですが、補佐を3名配置しまして、課長の負担軽減とあと、各係を分担して監視管理できる体制とする予定です。

#### ○源委員

まちづくり推進課、企画調整課だったりとか様々な名前で課のほうが変遷してる経緯があるかと思います。確かになかなか西予市の課題と言っても、多岐にわたりましてなかなかここがはっきりやるといってところが不明確なものがこのまちづくり推進課に集中してるんじゃないかなというふうに考えますので、今補佐級が1名増ということと、当然職員数が増えるということは理解してるんですが、課長が1名だけですので、その他については十分留意をしながら進めていただきたいというふうに思っております。私の意見になります。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第107号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第109号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

#### ○兵頭総務課長

続きまして、議案第109号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い

定年が上げられることを踏まえ、関係する13条例の一部改正と1条例を廃止するものです。定年上げに関する地方公務員法の改正内容につきましては、事前にお送りしております資料の1ページを御覧ください。

主な改正の内容としましては、国家公務員の定年引上げに伴い、同様の措置を講ずるため現在の定年60歳を令和5年度から令和14年度にかけて2年に1歳ずつ段階的に65歳まで上げます。定年延長の対象となる職員は、来年度の令和5年度で60歳を迎える昭和38年度までの職員から、その後、昭和41年度生まれまでの職員が定年の段階的引上げ期間に該当し、昭和42年度生まれの職員から定年が65歳として完了する予定です。なお、段階的引上げ期間に該当する職員につきましては、65歳以前に退職を迎えますので、退職後は、暫定再任用の身分でフルタイムまたは短時間勤務にて、65歳まで勤務を行うことが可能です。

次に、資料2ページを御覧ください。

定年の引上げとあわせて、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的に60歳での役職定年制を導入します。原則60歳を迎えた部課長等の管理監督にある職員は、翌年度の4月1日に降任し、一般職として定年延長まで勤務することとなり、給与月額につきましては、60歳前の7割水準に引下げとなります。

しかしながら、職務の遂行上の特別の事情等がある場合には、例外措置として、任命権者が引き続き管理監督職に留任させることも可能でして、その場合の期間は1年単位の延長で、最大3年まで、給与月額については60歳前の金額が引き継がれることとなります。

次に、60歳を超えて延長される定年までに、早期退職を選択する職員につきましては、本人の希望により、延長される定年まで短時間勤務の再任用職につくことが可能となる定年前再任用短時間勤務制を導入します。内容的には現在の再任用の短時間勤務と条件は変わりません。

最後に、今回の法改正では、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以降の勤務意志を確認するように努めることが求められており、このことから、本議会において、関係

条例の改正を行うことで、今年度中に定年延長の該当者となる令和5年度の退職予定者に対して、情報提供を行い、意思を確認する予定としております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○小玉委員

役職定年制なんですけど、この管理を認めれば、今と同じように再任部長みたいなやつが認められるということでしょうか。

#### ○兵頭総務課長

今の再任用部長とは違まして、あくまでも職員として、そのまま部長職に残るということになります。

#### ○小玉委員

再任部長は部長職として、今残つとるですよ。今までは、給料はそれ下がるというのは、下がったというのを聞いたんですけど、権限がない部長いうのもおかしいじゃないですか。一般職として残るいうのはおかしいことない。やっぱ部長として、役職定年制の特例の仮に部長が任命されたらどうなるかということですよ。

#### ○兵頭総務課長

任命権者が認める場合は役職定年はいたしません。除外するということです。そのまま、職員として正職員として部長を引き継ぐということになりますので、特例が認められない場合は、役職定年をして管理監督職から下がるという、降任するということになります。認める場合はそのまま、役職定年制は適用しないということになります。

#### ○小玉委員

そしたら今の再任部長は1回定年になって、再任部長になるんですけど、そうじゃなくて定年にならずにずっといくということですよ。分かりました。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○佐藤委員

これに該当する方なんですけど、今説明では昭和38年4月2日から昭和42年4月1日生まれまでの方が延長の対象になるということでしたが、年

度ごとに入られた方が、ばらばらなんですよ。これに該当する昭和38年該当する方が何人ぐらいいるとかという、年度ごとの人数的なものは分かれますか。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時24分)

#### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時25分)

#### ○兵頭総務課長

ただいまの御質問の昭和38年度の職員の数ですが、現在6名おられます。続いて39年度が12名、40年度が10名、41年度が7名となります。

#### ○佐藤委員

今人数はお聞きしたんですけど、残るということは定年延長になるということは、その方がずっと市役所の中で仕事をなされるということになってくるんですけど、その間の部分で、例えば新規採用とかに影響とかというのはどんなとらえ方をされてますか。

#### ○兵頭総務課長

新規採用につきましては、やはり年代別の人数に偏りが出てしまいますので、行っていく予定としております。現在の再任用におきましても、フルタイムで勤務される場合は、職員数の1人にカウントされておりますので、職員全体数の数については、定年延長になっても、それほど変わるものではないです。

#### ○小玉委員

市長が定年する人の半分ぐらいを採用して、職員数を減らすみたいなこと言われよったんですけど、それとの関連性はどうでしょう。

#### ○兵頭総務課長

職員の定数は管理計画を既につくっておりますので、基本的にそれに合わせて新規採用は行っていきたくて思いますが、やはり職員数を、今目標としては50人減らしていく目標がございますので、先ほど言いましたように、定年を迎えられた方全ての人数を新規採用で雇うということになると、職員数が減りませんので、そこはその時を鑑みながら、検討していきたいと思っております。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

## ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 109 号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」についてを議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

## ○兵頭総務課長

続きまして議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」総務課所管分について御説明をいたします。

まず初めに歳出予算から説明させていただきます。予算書 13 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 5 億 4749 万 3000 円を、1410 万 9000 円増額し、5 億 6160 万 2000 円とするものです。

今回の補正ですが、まず、総務課庶務事業におきましては、令和 5 年度からの地域づくり活動センターの稼働に伴い、活動センター用の公印及び現金取扱い印、受付印、決裁判スタンプ等が必要となること、また、令和 5 年度の組織機構再編に伴い、各支所に地域生活課、教育委員会にまなび推進課が新設されることから、各課の出納印、現金取扱い印、受付印が必要になることからこれらを購入するための経費 118 万 8000 円を計上するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業（総務管理費）につきましては、コロナ禍における原油価格や電気料金の高騰により、経営に大きく影響を受けている指定管理施設管理者に対して、その影響を緩和し、安定的な施設運営を支援する目的にて、電気料等の高騰対策支援負担金を支出するため、指定管理者制度の担当課である総務課にて一括で 1292 万 1000 円を計上するものです。支援負担金の対象となる指定管理施設は、全 33 施設のうち市が委託料を支出している施設を対象とし、電気料金、ガス料金、重油料金について、指

定管理契約時の予算額と令和 4 年度中の支払い見込額を比較して、120%以上の増加が見込まれる施設について、増加経費分の 50%を支援するものです。なお、該当となる指定管理者への負担金の支出時期は、年度末を予定しており、対象経費の支払い額の実績を確認した上で支出を決定する予定です。

続きまして、同ページの 9 目防犯対策費の 1745 万 8000 円を 11 万 6000 円増額し、1757 万 4000 円とするものです。

今回の補正は、防犯灯設置・維持管理補助事業におきまして、市が管理する防犯灯の電気料について、電気料金の高騰に伴い、当初予算額に不足が生じることから、不足見込額として 11 万 6000 円を計上するものです。

続きまして、10 目交通安全対策費の 1258 万 7000 円を 45 万円増額し、1303 万 7000 円とするものです。

今回の補正は、交通安全対策・啓発事業におきまして、市が管理する交通安全灯について、突発的な故障により、取替え修繕が必要となったことから、修繕料 45 万円を計上するものです。歳入予算はございません。

以上で、総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○小玉委員

今説明の中の新型コロナウイルス感染症の補助の中に電気、ガス、重油とありましたが、国のいうガスは都市ガスで、プロパンガスは対象になってないけど西予市は対象にするということでしょうか。

## ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 34 分）

## ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 34 分）

## ○兵頭総務課長

対象といたします。

## ○加藤副委員長

今回指定管理施設 33 施設ということですから

ども、今後、年度末に聞き取りをした上でということだったんですけれども、ついでに補助金が1292万円ぐらいですよ。ということは、大体何施設ぐらいが上がってくると考えられているのか、おおよそのことをお伺いします。

**○兵頭総務課長**

予算を計上するに当たりまして、3月までの見込額を、それぞれの施設から出していただいております。それで調査をした結果、全33施設のうち、現在のところ16施設を対象とする見込みです。電気につきましては15施設、ガスについては7施設、重油については6施設、これはダブっているところもありますので施設数については16施設ということになります。

**○加藤副委員長**

施設についての電気代とかの関係なんですけれども、実際に1年間に大体かかって多いところでどれぐらいかかっているのか、ちょっと見当がつかないので教えていただけたらと思います。

**○河野委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時36分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前9時36分)

**○兵頭総務課長**

今回、電気の対象となっている15施設の中で言いますと、一番多いところが西予市野村町エコセンターで予測としましては556万2780円、年間であくまでもこれ3月末の予測の金額ですが。宇和文化会館も同じぐらいで586万1742円、もう一つが城川町農産物加工センター第2工場も572万8130円。あと城川町高品質堆肥センターが504万6566円。このあたりが500万円を超える施設となります。

**○河野委員長**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」の内総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○河野委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時38分)

**【危機管理課】**

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前9時40分)

それでは、危機管理課の審査を行います。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、危機管理課所管分についてを議題といたします。

谷川課長の説明を求めます。

**○谷川危機管理課長**

それでは、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、危機管理課所管分につきまして御説明を申し上げます。

予算書は19ページをお開きください。

9款消防費1項消防費4目災害対策費10節需用費光熱水費でございますが、防災行政無線・情報システム整備事業として、当初予算に計上しておりました、防災行政無線中継局や屋外拡声子局、津波監視カメラ等に使用する電気料につきまして、電気代高騰の影響により、不足することが見込まれることから、66万6000円を増額計上するものでございます。

続きまして12節委託料でございますが、災害用資機材・施設整備事業のうち、令和5年度に予定する地域づくり活動センターの設置等に伴い、指定避難所標識を再整備するための看板製作等委託料100万8000円を計上するものでございます。既存避難所の名称修正、設置箇所変更など、箇所数としましては、25箇所を予定してございます。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

**○河野委員長**

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○佐藤委員**

需用費、光熱水費の66万6000円、これは電気代の高騰により66万6000円を計上されてるという説明でありましたが、通常の電気代とかというのは大体どのぐらいかかっているんですかね。



66万6000円は、上がった分だけを補正されてるわけですね。

#### ○谷川危機管理課長

通常、現在箇所数としましては、防災行政無線、先ほど御説明しました中継局等は、市内に331箇所ございます。そのうち、本庁、野村支所、城川支所と、行政の庁舎に設置しているものを除いた328箇所の電気代を毎月支出しているんですけども、平均的に見ますと26万円程度毎月支払いをしております。今回、約2割の電気代高騰の影響で2割電気代が上がるというふうに想定をしまして、今回の66万6000円を計上させていただいております。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時45分）

#### 【税務課】

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前9時47分）

それでは、税務課所管分の審査を行います。

議案第108号「西予市債権管理条例制定について」を議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

#### ○宮中税務課長

それでは、議案第108号「西予市債権管理条例制定について」御説明を申し上げます。

本議案は、市の債権の管理について適正化を図るとともに、市民負担の公平性及び財政の健全化を目的といたしまして、債権の管理に関する事務について必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容といたしましては、第1条では条例

の目的、第2条では用語の定義、第3条では他の法令と本条例の関係、第4条では債権管理における市長の責務、第5条では債権管理台帳の整備、第6条では債権を計画的に徴収する徴収計画の策定、第7条では滞納整理を行う上で必要となる債務者に関する情報を共有することとしております。地方税に関する事務によって取得をした情報を、非強制徴収公債権や私債権の回収に活用することは、地方税法に抵触をするため、利用出来ないこととなっておりますが、強制徴収公債権については、地方公務員法や地方税法の守秘義務に反しない限りにおいて、お互い知り得た情報の共有が可能であることから、事務の遂行に必要な範囲内で情報を共有できることとしております。

次に、第8条から第10条までにつきましては、納期までに納付がなかった方に対する督促手続と、手続に伴う手数料や延滞金の請求について定めるとともに、災害などやむを得ない事由により、履行期限までに納付が出来ない場合の減免についてそれぞれ定めております。

第11条につきましては、強制徴収公債権の滞納処分と、徴収猶予などに関して、地方税法や国税徴収法等の関係法令に基づき行うことを定めております。

次に、第12条から14条までにつきましては、非強制徴収債権において、納期までに履行されない方が、強制執行や破産手続開始の決定を受けたことが分かったときには、市の債権を保全するために必要となる手続を行うことについてそれぞれ定めております。

第15条から17条までにつきましては、非強制徴収債権において、履行期限後、相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについては、法人が事業を休止し事業再開の見込みが全くない場合や、債務者が行方不明の場合などの条件に該当する場合は、徴収停止とすること。生活困窮等の事情がある場合には、徴収の猶予や債権の免除を行うことについて、地方自治法施行例に基づき、それぞれ定めております。

次に、第18条では債権放棄の規定を整備しております。債権は全額回収することが原則でございますが、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないときは、事実上、回収の見込みのない債権を延々と管理し続けることは、合理的では

なく、適正な債権管理を妨げる要因となりますので、債権放棄ができる条件を定めております。その条件といたしましては、債務者が著しい生活困窮状態にある場合、非債権で消滅時効にかかる期間が満了している場合、債務者が破産し、法律的にも請求出来ない場合など、八つの条件に限定をして、該当する場合に債権放棄ができることとしております。また、債権放棄した場合には、議会のほうへ報告をさせていただくこととしております。

第19条では、条例の執行に関し、必要な事項を規則で定めることを委任しており、本条例は、令和5年4月1日から施行することを予定しております。

以上、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○加藤副委員長

今回西予市においても、債権管理条例が制定されたわけですが、他の市町村においては、もう早い時期に条例が制定されているところもございますが、西予市はなぜこのちょっと遅れてこの時期に条例を制定されたのかっていうのをお聞きしたいのと、もう1点は、条例を制定しただけではなかなか成果は上がらないと思うんですけども、今後どのような形で条例も管理したり運営されていくのかということと、またいつ頃、そういう条例を制定してから、効果があらわれるようになるのかっていうところをお聞きしたいっていうのと、もう1点はですね今条例の中で、条例を制定されることによって、回収率が上がるというのが目的だと思うんですけども、また市民の負担の公平性も保ってやっていけるようにはなると思うんですけども、一方で、やっぱり経済的困窮者に対して、条例の中には今の中で含まれているようにしたけれども、もう少しその辺はどのような形で債権管理をされるのかっていうのを3点お聞きいたします。

#### ○宮中税務課長

それでは、今ほどの加藤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、なぜこの時期にという御質問でございます。本条例につきましては、全国でも約3分の1の自治体が既に制定をしている状況にありまして、県内におきましても11市中8市が既に制定をしている状況にありまして、加藤委員がおっしゃるとおり、本市の取組は遅れている状況にあるかと思っております。債権管理につきましては、関係各課によりまして、以前から議論が行われておりましたけれども、組織体制を伴うこともありまして、具体的に進めることが出来ていなかったというのが実情でございます。しかしながら本市におきましても、債権回収の必要性や、債権管理の適正化を図る必要があるということは十分に認識をしておりましたので、今般の組織再編に合わせて、その体制を整備するとともに、全国の取組事例を参考にしながら、債権の適正な管理回収に努める基本姿勢を定めた条例案を制定させていただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の条例を制定し、それをどういうふうに今後進めていくのかというふうな御質問でございますけれども、本条例は市が保有する債権を、適正に管理回収するため、事務処理方法や基本姿勢を定めたものでございますが、条例を制定しただけでは、その効果を発揮するものではなく、条例に基づき適正な運用が行われなければ、条例制定に伴う効果は期待出来ないのではないかというふうに考えております。そのため、来年度から税務課内に設置予定の債権管理室では、滞納整理事務のノウハウを有する職員が、不良債権の回収を行うだけではなく債権所管課への職員研修を行うとともに、財産調査をはじめとします滞納整理の指導、助言もあわせて行っていきたいというふうに考えております。条例制定の初年度となります、令和5年度につきましては、自力執行権のある強制徴収公債権を中心に、関係各課と滞納整理事務を進めていきたいというふうに考えておりますし、また、同一人物の滞納案件が複数の債権所管課で見られた場合につきましては、債権整理室で統一して滞納処分を行うことによりまして、事務の効率化を図るとともに、そういった形のことを運用の中で対応していきたいというふうにも考えております。

最後の御質問でございますけれども、困窮者に対する条例が制定された後の対応というお話でござ

ございました。こちらにつきましては、本来今、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、日本国憲法でも保障されております。そのため、税金の滞納処分による差押えにつきましては、国税徴収法で私債権などの債務不履行による、差押えにつきましては、民事執行法や免除保全法で差押えを受ける人の最低限の生活に配慮して、差押えをすることができる財産について定められているところでございます。本条例におきましては、債務者が著しい生活困窮状態にある場合、またはこれに近い状態にあり、返済することができる見込みがないと認められるときには、履行期限後相当の期間が経過してもなお、完全履行されないものにつきましては、条例第 15 条に規定をします徴収の停止や、第 16 条に規定をします徴収の猶予、第 17 条に規定する債権の免除について、地方自治法施行例に基づきましてそれぞれ定めさせていただいているところでございます。また債権は、全額を回収することが原則でございますけれども、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないときは事実上回収の見込みのない債権を延々と管理し続けることが合理的ではなく、適正な債権管理の妨げの要因となりますので、その場合につきましては、18 条において債権を放棄することができる要件を定めさせていただきまして、対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 59 分)

#### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 2 分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 108 号「西予市債権管理条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 2 分)

#### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 4 分)

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、税務課所管分を議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

#### ○宮中税務課長

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、税務課所管の債務負担行為の補正につきまして御説明を申し上げます。

予算書 5 ページをお開き願います。

総合行政システム改修業務委託でございますが、期間は令和 5 年度、限度額を 211 万 2000 円と設定しております。

総合行政システム改修業務委託につきましては、本定例会で上程をしております西予市債権管理条例に基づき、令和 5 年度から債権所管課が適正な債権管理業務を執行するに当たり、税務と同様の滞納処分が可能な強制徴収公債権所管課について、現在、税務業務で使用している滞納整理システムを導入、改修し、令和 5 年度から運用することで、債権管理業務の適正化並びに効率化を図るものでございます。なお、本システムにつきましては、西予市債権管理条例の施行予定である令和 5 年 4 月からの運用が望ましいところでございますが、改修の工期に約 10 カ月を要することから、債務負担行為を設定し、令和 5 年 10 月からの運用を予定するものでございます。

以上御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時6分)

### 【財政課】

#### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10時9分)

それでは、財政課の審査を行います。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8)」のうち、財政課所管分についてを議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

#### ○安岡財政課長

それでは、審査していただきます議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、財政課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

18款、2項、1目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は、予算編成において財源が不足する場合に、その不足額の補填財源として活用するものであり、今回の補正では、歳入歳出予算を調整するため、繰入金を1億8337万5000円増額するものであります。

続いて予算書の11ページをお開き願います。

18款、5項、1目公営企業会計繰入金でございますが、水道事業会計からの利益剰余金の納付金400万円を計上するものであります。令和3年度水道事業会計決算において、未処分利益剰余金が生じたことによりまして、西予市水道事業等の剰余金の処分等に関する条例第2条第5項の規定に基づき、平成17年度及び18年度に明石浄水場施設整備事業に対する、出資金の財源として借入れた一般会計出資債の元利償還金の一部を納付金として受け入れるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書は13ページをお開き願います。

2款、1項、5目財産管理費のうち、庁舎維持管理事業1837万2000円の増額でございますが、電力の価格高騰による庁舎電気料金の不足額1396万9000円と支所庁舎の宿日直体制の見直しに伴いまして、三瓶支所における閉庁時の施設管理に必要となる、シャッター設置の工事請負費

440万3000円を計上するものであります。

続いて、同じく財産管理費、市有財産維持管理事業16万2000円の増額でございますが、こちらも電力の価格高騰により、電気料金の不足額を計上するものであります。

続きまして、同じく財産管理費 住宅土地活用事業7203万9000円の増額でございますが、子育て世帯等の移住定住を支援するため定期借地権を設定した市有地の貸付け等を図ることを目的に、土地開発公社から土地を購入するための土地購入費を計上するものであります。

続いて予算書の15ページをお開き願います。

3款、1項、3目老人福祉費 野村介護老人保健施設事業会計繰出事業440万円の増額でございますが、電力の価格高騰による、つくし苑の電気料金の不足額に対する繰出金を計上するものであります。

予算書の18ページをお開き願います。

4款、3項、1目病院費 西予市民病院事業会計繰出事業2300万円の増額でございますが、電力の価格高騰による西予市民病院の電気料金の不足額に対する繰出金を計上するものであります。

以上、財政課所管分に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○佐藤委員

財産管理費、三瓶支所シャッター取付工事440万3000円ですが、どの部分にシャッターを取付けられるか具体的に説明を願ったらと思えます。

#### ○安岡財政課長

現在、三瓶支所につきましては、フロアの一部を社協事務局とかで使用されています。来年度から、宿日直体制見直しが行われまして、休日、土日、祝日のお休みのときは、宿日直が設置されなくなります。そのワンフロアに貸付けしているフロアと、行政の事務をする場所が同居しているところなので、そこを分担するために、必要だということでシャッターを設置するものであります。

### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時15分)

### ○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10時18分)

ほかに質疑はありませんか。

### ○加藤副委員長

13 ページの財産管理費の中の住宅土地活用事業ですけれども、これまで全協のときにちょっと説明を受けまして、土地開発公社の持っていますみどり団地の部分を市が買い取ってそれを子育てされる方に、定期借地権をつけて貸されるというような説明を受けたんですけれども、大変いいことだと思うんですけれども、この年数が50年で、今もおっしゃったんですけれども、その50年というのはもうその貸された方がずっとその50年間、その方しか持つことが出来ないその子どもとのかにつなげることはもう出来ないという形なんでしょうか。

### ○山住総務部長

みどり団地の件につきましては監理用地課長から説明いたします。

### ○松本監理用地課長

質問にあります相続は可能ですので50年間の相続が可能になってます。50年間はもう一応契約上50年になりますので、この継続ということは出来ない形になります。ですから相続は可能です。

### ○佐藤委員

今ほどの50年の定期借地権の件なんですが、家を建てて、例えば、木造だとしたら多分30年ぐらいだと思うんですよ。ちょっとそこらあたり私も50年の借地権っていうのは長いような気がするんですがその辺り50年で決められた、根拠的なものは何かあるんですか。

### ○松本監理用地課長

法律上50年以上という形の決まりがありまして、それに基づいて、51年という設定をしています。

### ○源委員

同じく住宅土地活用事業について何点かお尋ねしたいと思います。

まず1点目、これ当然地元自治会等があると思うんですがそういったところへの説明等はされるのかお尋ねします。

### ○松本監理用地課長

みどり団地の区長さんの方に説明しております。

### ○源委員

みどり団地というのは地元の方が割と少ないところでして、今後、そういったことで、住まれる方が出来た場合にいろいろな懸念が出てくる可能性、区長に言ったからっていつて済むところではないというふうに思うので出来たら、毎年年度末3月に総会がみどり団地のほうございます。出来たら、その場に出向いて説明等されたらいいんじゃないかなというふうに思いましたのでちょっと助言というか、意見させていただきます。

もう1点ですが、これ実証実験というふうにちょっと申し訳ない、私11月28日の全協を休んでるんで、説明聞いておりませんので説明あったかもしれないんですが、今後これが6区画みどり団地含めてほかに土地開発公社が所有されてるのは他にもさくらとか高野子とかいぶきかな合計4箇所でかなりの空き数があると思いますが、これが例えば、うまくというか、無事に6区画定期借地が出来た場合に、ほかの土地開発公社が所有されている土地に対しても同じような形で事業をされるのかどうか、その辺りの基本のお考えをお聞かせいただければと思います。

### ○山住総務部長

まず地元への説明でございますけれども基本的に、現在の区長さんに説明をしましてチラシ等を配布する予定にしております。ただ今後3月総会での説明ということでしたがその辺りについては今後対応は検討させていただきたいと思います。

それと続けて実証実験ということで今回みどり団地6区画を実施するようにいたしております。委員御指摘のとおりその売り行き状況にもよりますけれども、今後そういった土地が非常に好評である、また、ほかの地域でも同じような希望といいますか、出てくるようなことになれば拡大をして、そういったところの販売をしたいと考えております。それと先般の会議の中でもちょっと触れましたけれども、今回の土地の買い取っていただくことによりまして公社のいわゆる借入金が消滅されます。令和5年度におきましては、土地開発公社の解散に向けた動きもとってまいります。そうなりますと、現在土地開発公社が保有をいたしております団地につきましては、市の財産として

移管をしまして、基本的には財政の管財で管理をいたしまして、同様な運用をしてみたいと考えております。

**○河野委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 25 分）

【消防本部】

【消防総務課】

**○河野委員長**

再開を告げる。（再開 午前 10 時 37 分）

これより、消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、酒井消防長より挨拶をお願いします。

**○酒井消防長**

酒井消防長が挨拶を行う。

**○河野委員長**

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、消防総務課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

**○宇都宮消防総務課長**

それでは、「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」消防本部所管分について、説明させていただきます。

今回の補正は、常備消防管理運営事業と八幡浜地区施設事務組合負担金事業に係る補正を行うものでございます。

それでは、予算書の 8 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の分でございますが、9 款消防費、補正前の額は 18 億 7789 万 9000 円でございますが、今回、補正額の 351 万 1000 円を増額させていただき、合計 18 億

8141 万円になるものでございます。

財源内訳といたしましては、一般財源が 351 万 1000 円の増額となるものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の 19 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費、補正前の額は、7 億 3480 万 8000 円、補正額 183 万 7000 円を増額し、7 億 3664 万 5000 円になるものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、一般財源を 183 万 7000 円増額するものでございます。事業内容につきましては、電気料金等の高騰により、常備消防管理運営事業を 215 万 7000 円増額し、八幡浜地区施設事務組合負担金事業では、前年度決算額の確定及び負担割合の変更などに伴い、32 万円の減額を行うものでございます。

以上、「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○河野委員長**

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 43 分）

【議会事務局】

**○河野委員長**

再開を告げる。（再開 午前 10 時 46 分）

それでは、議会事務局の審査を行います。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、議会事務局分を議題と

いたします。

事務局長の説明を求めます。

#### ○富永議会事務局長

それでは、議会事務局所管分の一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきたいと思っております。

予算書5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の議会だより、印刷製本費についてであります。

議会だよりは昨年同様、原則1冊16ページで、1回における発行部数1万7500部を年4回、定例会開催月の翌月20日前後に発行するもので、市内全戸配布及び県内外の市議会等へ送付することとしております。今回の債務負担行為は、令和5年第1回定例会の3月号が、4月20日発行となるため、2月に業者を決定し、3月から編集入稿の作業を行う必要があり、債務負担行為をするものであります。期間は令和5年度、限度額は210万5000円であります。

以上、御審議の上、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### ○河野委員長

富永局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、議会事務局分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時49分）

【請願審査】

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時2分）

#### ○河野委員長

これより、請願第2号「学校給食の無償化を求める請願書」を議題といたします。

請願の内容につきましては、タブレットに配信しておりますので、説明は省略いたします。お目通しをお願いいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時3分）

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時7分）

これより審査に入ります。

御意見はございませんか。

#### ○加藤副委員長

私は学校給食の無償化を求める請願については不採択ということで、提案いたしたいと思っております。

その理由といたしましては、西予市は、給食というのは調理をして提供するというようになっておりますが調理をする費用年間1億円は、市がもっておりますし、また、食材の部分だけの無償化ということになろうと思うんですけども、要保護の方、準保護の方、特別支援の方などは、全てもう無償になっておりますので、その他の方に対しては、食材費まで無償にするということになると、また、1億円の上乗せになって、やはりそれはちょっと難しいのではないかと思いますので、調理費の分の1億円ということだけで、やっていたらということで、請願に対しては、不採決を提案いたします。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時9分）

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時9分）

ほかに御意見ありませんか。

#### ○小玉委員

請願趣旨にもありますように、食は生きていく上で最も大切なもので、子どもたちの命と安全生きる力、発達を保障するのは、学校給食が果たす役割であります。趣旨はよいので、財源が許せば無償化してもいいのではないかと思っております。

#### ○河野委員長

ほか、御意見ありませんか。

#### ○佐藤委員

ここの請願の中に、憲法26条、今の小玉委員の中でも26条の部分で、義務教育はこれを無償とするとかつていうことを言われておりますが、学校給食法の中では16条つていうのには学校給食を受ける児童または生徒は、保護者が負担をす

るというふうなことでうたってありますので、私も今回の学校給食の無償化の請願については、無償は出来ないと思いますので、不採択にしたいと思います。

**○河野委員長**

採択、不採択の御意見がありますがほかに御意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

ほかに御意見がありませんので、これより採決を行います。

請願第2号「学校給食の無償化を求める請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手少数によって、請願第2号「学校給食の無償化を求める請願書」については、当委員会としては不採択といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時12分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前11時13分)

これより、請願第3号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」を議題といたします。請願内容につきましてはタブレットに配信しておりますので、説明は省略いたします。お目通しをお願いします。

**○河野委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時13分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

これより審査に入ります。

御意見はございませんか。

**○源委員**

ただいまの請願第3号西予市内の事業者から購入を求める請願書について、私は趣旨採択とすべきと思います。

まずその理由についてですが、市内の企業事業者から物品を購入するという、請願趣旨は理解出来ますが、この物品というものが、今回提出された請願者が昨日文具に限るというふうな説明がございました。物品というのは文具だけに限るものではないということがまず1点目。

2点目なんですが、行政としても財政状況が大

変厳しいということは、委員の皆さんも御理解のとおりだと思いますが、なかなか厳しい財政状況も鑑みながら、物品等の購入については、やっぱり市内の企業事業者を優先的に考えていただきたいというふうに思ひまして、請願の趣旨には賛同いたします。

また同時に納入いただく市内の企業、事業者についても、特に物品に関しては価格や納入時期と様々な課題があるかと思ひます。そういった面に関しましても、事業者自体も努力する、できる限りの努力をしていただきたいと思います。

以上の理由によって私はこの請願については、趣旨採択とすべきと思ひます。

**○河野委員長**

ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時16分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前11時20分)

ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

ないようですので、これより採決を行います。

趣旨採択の意見がありましたので、請願第3号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員によって、当委員会としては、趣旨採択とすることに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時21分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午前11時21分)

請願書の作成につきましては、皆さんの意見を十分に踏まえまして、委員長、副委員長で文書化して、委員さんのほうに配付して了解を得たいと思ひます。よろしいでしょうか。

以上で、審査を終わります。

**○河野委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時21分)

【政策企画部】



## 【まちづくり推進課】

### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後1時19分）

それでは、政策企画部の審査を行いますので部長の挨拶をお願いします。

### ○宇都宮政策企画部長

政策企画部長が挨拶を行う。

### ○河野委員長

それでは、まちづくり推進課の審査を行います。

議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

### ○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例について」御説明申し上げます。

令和4年6月に策定いたしました西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指して、令和5年4月から市内27地域に地域づくり活動センターを設置いたします。

本条例は、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開するとともに、地域の実情に応じた行政サービスの向上を図るため、その設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

本条例の主な内容といたしましては、施設の名称及び位置、業務内容、利用に関すること、運営委員会等について定めております。

施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとなります。令和5年4月の段階で、市内27センターのうち、公民館から移行する施設が23、新たに設置する施設が2、小学校を改修する施設が1となっています。このうち新設は、土居地域づくり活動センターと大野ヶ原地域づくり活動センターで、小学校の改修は下泊地域づくり活動センターです。なお、周木地域づくり活動センターは、旧周木小学校の改修整備を予定しており、それまでは二木生地域づくり活動センターに併設されます。

次に本施設の業務についてですが、主な業務といたしましては、4点ございます。

1点目は、地域における自主的な地域づくり活動の支援に関することです。地域づくり組織や地域任用職員との連携を密にして、地域活動を支援してまいります。

2点目は、生涯学習事業の推進に関することです。これまでの公民館活動で展開してきた生涯学習事業を継承し、市長部局での推進を図ります。

3点目は、市民と市との協働による住民福祉の増進に関することです。各地域の課題に対して、地域と行政が協働した取組を行います。

4点目は、申請等の受付、証明書の交付等の行政サービス業務。行政サービス業務は、地方自治法第155条第1項に規定する出張所機能として、本庁支所に近接するセンターを除く各センターで行政サービス業務を行います。本庁支所に近接するセンターとは、高山・宮野浦地域、宇和地域、野村地域、三瓶地域の四つのセンターになります。本施設には、センター長と、そのほか必要な職員を配置することとし、これらの業務に従事いたします。

次に施設の使用料についてですが、このたび、全市的な使用料等の抜本的な見直しが行われ、その統一基準により使用料を設定いたしました。具体的な料金については、別表第2を御確認ください。また使用料の減免についてですが、公民館からの減免対象者を継承し、全市統一基準による減免対象に合わせて、第3号に自治会等の地域団体が地域活動のために利用するときは、全額免除を追加し、自治会及び地域づくり組織等が使用される場合は、全額免除といたしました。なお、三瓶地域づくり活動センターについては、三瓶東公民館と同様に、三瓶文化会館に位置づけるため、使用料の徴収については、西予市三瓶文化会館条例の規定に基づき、文化会館が行うこととなりますので、この表の対象外となっております。

次に、地域づくり活動センターでは、これまで公民館に設置されていた公民館運営審議会と同様に、センターの運営を適正かつ円滑に行うため、西予市地域づくり活動センター運営委員会を設置することができるようにいたします。委員報酬や委員の定数は、公民館運営審議会を継承することといたしました。また、委員は、多世代による構成とし、生涯教育の関係者を含め、地域の活性化を望む者の中から、市長が委嘱または任命するこ

ととしております。地域の意見を反映した特色あるセンター活動を進めてまいります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○加藤副委員長

今回新たに条例が制定されたわけですが、この条例の中の3条と7条についてなんですけれども、必ずよく市長が認めた業務ならば、業務とか、市長が認めた業務であるとか市長が必要と認めるときは全額免除、または5割減額と書いてありますけれども、3条について市長が必要と認める業務というのは大体どのようなことを想定されるんですか。いつもそういう書き方になってますが、ほかにどんな場合だったらというようなとこ具体的にいつも書いてあるので教えていただきたいと思います。

#### ○長野まちづくり推進課長

ただいまの加藤委員の御質問にお答えいたします。市長が必要と認める業務に関することといたしますのは、それぞれ各課から市民に対して、いろいろな申請、またはお知らせ等がありましたときに、そういった内容を各センターに御相談いただくことがあるかと思えます。そういったものも含めましてセンターで受け付け、相談等を行うことを想定しております。

#### ○加藤副委員長

7条のまた市長が必要と認める場合は、全額免除または5割減額っていうのはどういうことを、想定されてるのか。

#### ○長野まちづくり推進課長

こちらにつきましても、それぞれの使用の目的または対象者などを含めまして、第7条に規定しております1号から3号以外に該当する方がございましたときに、その都度、市長が、認められる場合において、全額免除または5割減額というふうな対応をさせていただこうと考えております。

#### ○河野委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○小玉委員

大野ヶ原についてですが、大野ヶ原はもともと

公民館がなかった地域なので、どういう手順でやられるか。大野ヶ原は公民館から移行するのではないので。

#### ○長野まちづくり推進課長

大野ヶ原につきましては、これまで公民館がない地域というのが、周木と下泊と大野ヶ原になります。その三つのセンターにつきましては、それぞれ今回新たにセンターを設置いたしまして、センター長を含め、職員を配置するとともに、そのほかのセンターと同様な業務を行うこととしております。

#### ○小玉委員

その中の大野ヶ原は地域任用職員は、予定者がおるということ。ちょっと聞いたんですがセンター長とか、主事はそれ人事で異動さすんでしょうし、会計の任用職員はもう地元で雇わないけんことはないですが、そこら辺はどうなってるか教えてください。

#### ○長野まちづくり推進課長

大野ヶ原地域づくり活動センターにつきましても、ほかのセンターと同様に、地域任用職員を、地域づくり組織で御検討いただいておりますし、会計年度任用職員となる職員の配置についても、同様に配置する予定としております。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」のうち、まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第121号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

#### ○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第121号「西予市移住交流体験

施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例は、移住者及び地域住民等の交流事業の一環として、移住体験の場を提供し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、西予市移住交流体験施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めております。

本施設につきましては、資料を提出しておりますので、御覧いただいたらと思います。

施設の名称は、狩浜移住交流体験住宅で、明浜町狩浜にごさいます。当該施設は昭和51年8月に教員住宅として整備され、そのあと、平成29年3月に地方創生拠点整備交付金を活用して、移住交流体験施設として改修整備されました。

近年の利用実績といたしましては、市内への移住を希望している者及び移住交流促進事業に参加する者を中心に、コロナ禍の影響により、利用者は令和元年度をピークに減少しておりますが、コロナ禍前であれば、年間利用日数は100日以上利用が見込まれます。

また、当該施設の年間平均的な施設の経費といたしましては、管理委託料のほか、維持管理費として、主に光熱水費や電信電話料、テレビ受信料などで年間経費約50万円となっております。

本議案は、施設の使用期間及び使用料に関する規定を見直すため、条例の一部を改正するものごさいます。使用料の見直しにつきましては、本会議において、総務部長が使用料の見直しに関する提案理由を御説明いたしましたとおり、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていることから、その算定根拠を明確にし、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定と、全市的に施設の使用料の見直しを行ったところごさいます。

本施設の使用料につきましては、これまで、1日当たり900円を設定し、7日間から1カ月間の利用日数を規定しておりました。このため、利用される際の最低利用料金は6,300円からとなっております。今回の見直しにより、経費を再算定した結果といたしまして、1日当たりの単価が1,400円となり、現行の使用料900円に500円を増額し、1,400円とすることといたしました。た

だし、最低利用日数を7日間から5日間に変更することで、利用者の利便性を高めるとともに、最低利用料金については、実質6,300円から、700円増額の7,000円にとどめ、移住を希望する利用者にとって利用しやすい設定といたしました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○佐藤委員

移住交流の体験施設というのは、非常に移住していただく方にとつたらいい施設じゃないかと思っております。委員会も、先日地域おこし協力隊の方との意見交換をした中で、やっぱり移住してきていただく方というのは、言われてる中では、地域との交流というのをしっかりできる環境とか来ていただいて、こういうところで、町なんですよというふうなところで、しっかりこう見ていただいて、進めるというのが一番いいですよというふうな形のことを言われておりました。その中で、今回明浜の施設のように、この施設というのを、もう少し増やしたりとかというふうな形のもの、お考えにはなられてないですかね。

#### ○長野まちづくり推進課長

現在、市で管理している施設は1件のみとなっておりますが、民間で運営していただいているところが城川町高川にごさいます。実質西予市内には、2件の移住交流体験施設があるということとなっておりますが、今後、今現在ではこれを増やす予定ではございません。

#### ○佐藤委員

移住交流あたりのところで、こういうふうに移住交流施設があるところというのは、私が見る限り明浜のほうというのは、どんどん移住者というのが増えてる状態なんですよ。だから、こういう施設があるとこだけがどんどん増えていくとかというんじゃないかって、全体に増やすようなところというの、もう少し考えていただいたらいいなというふうな私の意見としてですが、今、増やすあれがないよということだったので、ちょっとそこら辺りを検討していただいたらと思います。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時40分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午後1時40分)

**○長野まちづくり推進課長**

先ほど市では今後増やす予定はないと御答弁させていただいたところですが、現在市で進めております移住交流促進事業の一つとして、地域でそういった体験施設を整備される場合には、補助金を支給するようになっておりますので、今後各地域でお考えいただき、体験施設等をお考えいただければ、そちらで支援していきたいと考えております。

**○河野委員長**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第121号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○河野委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

**○長野まちづくり推進課長**

それでは、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき、御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項明細書で御説明させていただきます。まず歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書の13ページを御覧ください。

2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、補正額2227万8000円の増額補正のうち、まちづくり推進課所管分は420万3000円でございます。

事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。まず、えひめの未来チャレンジ支援事業の149万9000円でございますが、事前に相談のあった2

団体2事業を予定しておりましたが、1団体より追加申請の申出があり、県の補助金も交付決定となったことから、えひめの未来チャレンジ支援事業補助金を交付するため、補正予算を計上するものでございます。

続いて14ページを御覧ください。

事業概要欄の地域づくり活動センター推進事業270万4000円ですが、現在、下泊地域及び大野ヶ原地域において、地域づくり活動センターの施設整備を行っております。情報ネットワークの構築において、当初情報推進室との協議により、最低限の設備費用として計上しておりましたが、業者との打合せを重ねていく上で必要な機器及び整備が不足していることが分かり、情報ネットワーク構築業務委託料及び機械器具費を計上するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

2款総務費、9項企画費、4目卯之町はちのじ事業費、補正額はございませんが、財源内訳に変更ございましたので御説明いたします。

卯之町はちのじまちづくり事業において、御存じのとおり、本年度予定しておりました卯之町駅舎及び駅前広場整備が完了の見込みとなり、事業費を精査したところ、合併特例債の対象経費が増えましたことから、特定財源の一般単独事業債を770万円増額し、一般財源を減額するものでございます。

続いて、歳入予算について御説明いたします。9ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額24万7000円の減額補正でございます。提出しております資料に沿って御説明させていただきますので、資料を御覧いただければと思います。

えひめの未来チャレンジ支援事業は、愛媛県が行っている事業で、事業目的を達成するために、事業を実施しようとする自治体及び民間団体等に対して、県が補助率2分の1で助成を行うものです。

西予市からは、令和4年度は、市が行う事業といたしまして、地域おこし協力隊事業、地域づくり活動センター推進事業、国際交流事業、中央公民館生涯学習事業の4件、民間団体から行う事業といたしまして、えひめの未来チャレンジ支援事

業2件を要望しておりました。

県から交付決定が9月にあり、地域おこし協力隊事業が減額、国際交流事業及び中央公民館生涯学習事業が不採択となりました。また、先ほど歳出予算で御説明いたしましたとおり、民間団体が行う事業は、当初2件でしたが、1件追加した3件が交付決定となりました。以上のことから、県補助金が24万7000円の減額となり、減額補正いたしました。

次に11ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目総務債、補正額770万円の増額補正でございます。先ほど歳出予算で御説明いたしましたとおり、卯之町はちのじまちづくり事業において、事業費を精査し、合併特例債の対象経費が増えましたので、歳入予算の一般単独事業債を770万円増額するものです。

最後に債務負担行為補正について御説明いたします。予算書5ページの第2表債務負担行為補正を御覧ください。

せいよ地域づくり交付金（基礎型・手上げ型）ですが、期間は令和5年度、限度額を1億9000万円と設定しております。

内訳といたしましては、基礎型交付金が1億6000万円、手上げ型交付金が3000万円です。地域づくり交付金制度については今年度見直しを行うこととし、制度改正の円卓会議を、河野委員長にも御出席いただき、4回開催いたしました。お忙しい中ありがとうございました。円卓会議ではいろいろな御意見をいただきまして、基礎型交付金と手上げ型交付金の配分については、これまでどおりということになりましたが、交付金の早期の交付決定を行う事務見直しについて御提案し、承認いただいたところでございます。令和5年度から地域づくり活動センターが運用開始いたします。それぞれの地域づくり組織では、地域づくり組織の事務局を担う地域任用職員を雇用し、地域づくり活動の支援を行います。また地域任用職員を雇用するために、地域づくり組織には、これまでの基礎型交付金に300万円及び600万円を追加して交付することとしております。これまで基礎型交付金の申請は、地域づくり組織の総会等が終了した、5月から6月にかけて申請いただき、7月頃に交付決定を行ってきたところですが、4月から活動いただく地域任用職員の給与等の経費と

あわせて、事業実施経費をできるだけ早く交付する必要があることから、基礎型交付金の交付申請を3月中に提出いただき、令和5年4月1日に交付決定を行い、交付金を4月中に支払えるよう事務を進めたいと考えております。

また、手上げ型交付金は、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって、事業の決定を判断いたしますが、新年度予算が確定した後においての審査会、最終審査会というスケジュールでは、年度当初からの事業開始が難しいため、これまで同様に、最終審査会を3月中に実施いたしまして、4月以降すぐに事業が取り組めるよう事務を進めてまいります。以上のことから、せいよ地域づくり交付金について債務負担行為を設定するものでございます。

次に6番目の宇和地区生活交通バス運転業務委託金ですが、期間は令和5年度、限度額を628万6000円と設定しております。宇和地区の生活交通バスは、現在の運転業務委託契約が、令和5年3月31日で満了となることから、令和5年4月1日の運行開始までに事業者を選定し、同日から運行できる体制を整える必要があるため、債務負担行為を決定するものです。

以上で、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のまちづくり推進課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○源委員

えひめの未来チャレンジ支援事業、先ほど補足資料のほうでタネマキハウスという説明あったかと思いますがその内容についてちょっと教えていただければと思います。

#### ○長野まちづくり推進課長

タネマキハウスの事業について御説明いたします。事業名は正式には、みんなでつくるコミュニティ型コワーキングスペースタネマキハウス事業と申します。

こちらの事業主体は三瓶やってみん会が事業主体となりまして、空き家店舗の改修を行い、地域

内外の人が集える地域づくりの拠点となるコミュニティ型コワーキングスペースを、地域住民とともに整備するというふうな内容となっております。この整備をすることによって、地域外の人材が三瓶町に来訪するきっかけをつくることで、活動人口を関係人口の増加を目指す事業となっております。

**○源委員**

ありがとうございます。

参考までに三瓶はどのあたりの地域でコワーキングスペースをつくられる予定なのか教えてください。

**○長野まちづくり推進課長**

こちらは、ちょうど三瓶支所の付近大変近い場所に設定をされております。

**○河野委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 54 分）

**【政策推進課】**

**○河野委員長**

再開を告げる。（再開 午後 1 時 56 分）

**○河野委員長**

政策推進課の審査を行います。

議案第 158 号「CATV 整備事業城川サブセンター整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

**○原井川政策推進課長**

それでは議案第 158 号「CATV 整備事業城川サブセンター整備工事変更請負契約について」御説明申し上げます。

本市では、テレビの難視聴解消とネット通信の

高速化を目的といたしまして、平成 20 年度から 22 年度にかけて、市内全域に CATV が利用できる環境整備を行っております。拠点施設となります各センターの整備から 10 年以上が経過し、設備機器の耐用年数が過ぎ、老朽化していることから、現在、計画的に更新整備を進めているところでございます。

城川サブセンターの整備工事につきましては、令和 4 年第 3 回定例会において議決をいただいた後、施工業者による現地調査を踏まえ、関連業者との協議を行ったところ、サブセンター内の冷房効率を上げるため、室内を分割している間仕切りを撤去し、2 台の空調機の性能を揃え、設置箇所から室外機への配管の位置を変更、また発電機から供給される電力を返還するスコットトランス盤を新たに設置し、次回の更新まで、安定して稼働できるよう、追加工事が必要となったことから、令和 4 年 12 月 1 日に 334 万 3000 円を増額し、請負金額を 1 億 7477 万 8000 円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○河野委員長**

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○佐藤委員**

400 万円ほどアップになってるんですかね。今説明で冷房の効率を上げるためとか、電力を変換するスコットトランス盤を追加設備というふうなことでなっておるんですけども、これは当初の計画でこのぐらいのことは分からなかったのかなというのがちょっと一つ疑問に思うんですが、意見のほうをお願いいたします。

**○原井川政策推進課長**

確かにおっしゃるとおりのところがございますが、実際に入札後に、業者に入っていて現地調査して、設計業者も含めて西予ケーブルテレビも含め、協議させていただいた結果、どうしても追加の工事、このほうが効率的ということが、現地調査の結果判明したということでございます。

**○佐藤委員**

当初計画というのをしっかりとやっていただい

て、室内の間仕切りの撤去とかというふうなことあたりもこう書いてあるんですけども、当初の計画で、しっかりやってたらこういうふうなこと、追加で上がるということはないですのでできるだけ、追加が上がらないような措置をお願いしたいと思います。

#### ○原井川政策推進課長

設計とか、事前の協議の時点で、このようなことがないようなことで、次回から考えて対応もしたいと思います。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 158 号「CATV 整備事業城川サブセンター整備工事変更請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち政策推進課所管分を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

#### ○原井川政策推進課長

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、政策推進課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出予算から御説明させていただきます。

予算書の 13 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目電算管理費の電算システム開発導入事業 1937 万 4000 円のうち、政策推進課で進めております、行政手続のオンライン化に係る基幹系システム改修業務に伴う経費 473 万円を新たに計上するものでございます。国のデジタルガバメント実行計画により、行政手続のオンライン化に取り組むこととされ、総務省の自治体 DX 推進計画においては、マイナンバーカードを利用したオンライン手続を令和 4 年度目標に可能とすることとされております。

仕組みといたしましては、利用者はマイナンバーカードを使用してマイナポータルから手続申請を行います。本市側は、申請データをマイナンバー系のシステムデータへ、そのまま取り込めるよう、基盤となるシステムを整備するものでございます。

本市の当初の計画では、マイナポータルからの手続を可能としておりました児童手当等の現況届の申請実績がなかったことから、既存の機器を利用した、最小限の整備を検討しておりましたが、今後、国のデジタルガバメント実行計画に関する施策及び県の進める市町業務標準化モデル構築事業により、オンライン手続数が増加した場合でも対応できるように、今回、必須となるサーバー及びセキュリティー対策を新規に計上するものでございます。

なお、行政手続のオンライン化のうち、転入転出ワンストップ化につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金が費用の 10 分の 10 活用できることから、令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）において御承認をいただき、令和 4 年度へ明許繰越をして、導入を進めているところでございます。

続きまして歳入予算について御説明をさせていただきます。

予算書 9 ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金において、ただいま御説明申し上げました行政手続のオンライン化に係る基幹系システム改修業務の財源といたしまして、地方公共団体情報システム機構が所管するデジタル基盤改革支援事業費国庫補助金として、整備にかかる費用の 2 分の 1 に当たる 236 万 5000 円を計上しております。

続きまして債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。

予算書 5 ページをお開きください。

上から 2 番目になりますが、広報せいよ印刷製本費でございます。期間は令和 5 年度限度額 720 万 5000 円を設定しております。

広報せいよにつきましては、令和 5 年度第 1 回目の発行が 4 月 20 日となることから、3 月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのため、2 月には入札を執行し、業者と契約を締結す

る必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

続きまして3番目の情報発信アプリ構築業務委託でございますが、期間は同じく令和5年度、限度額は、市公式LINEを導入するための初期費用75万9000円を設定しております。

現在、運用しておりますせいよ暮らしのアプリにおいて、グーグルの規約変更により、新規のアプリダウンロードが、令和5年5月1日までしか出来ないというようなことになったため、以前より検討しておりましたLINEの導入を行うものでございます。LINEの導入は無償かつ申請後、数カ月で行うことも可能ですが、拡張機能を導入する場合は、構築期間が約2カ月半かかることから、2月には業者と契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

市公式LINEの導入時点では、ごみカレンダーのプッシュ通知など、せいよ暮らしのアプリにある機能や、子育て支援課が配信しておりますせいよ子育て応援LINEの移行を予定しております。ごみカレンダーのプッシュ通知を行う際に、居住地などのユーザーが登録いただいたデータに基づいて情報を発信することから、拡張機能の導入が必要であると考えております。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○源委員

そしたら何点か。まずピッタリサービスというところとあれだけデジタルの関連でお尋ねします。

今後、マイナポータルのほうができるシステムを構築されるということだと思いますが、基本的には子育て関係ですよね。例えば児童手当の申請とか需給関係とかってというのは、今現在できることだと思うんですけど、今後ほかの自治体見ると、ほかのものでも例えばマイナポータルを使って、いろんな手続きができるような形になりつつあると思うんですが、今後システム導入されて、また、さっき言ったように児童手当とかそういったことが、限定になると思うんですが、どのような、一

般の方向けの諸手続きができるようになるかその辺りの見通しについて教えていただければと思います。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時8分）

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時10分）

#### ○原井川政策推進課長

担当の上甲情報推進室長が、回答させていただきます。

#### ○上甲情報推進室長

今ほどの御質問ですが、マイナポータルを使って手続きができるものの、国が示しているものにつきましては、児童手当の関係とか、保育園の関係、保育料の関係とか介護関係のものについては、標準手続として示しております。

しかしながら、令和7年度に国がガバメントクラウドに移行するということで、現在オンラインに対応するために改修しても、もう一度令和7年に向けて改修が必要となり、また莫大な費用がかかるということもございますので、現在は市民課が進めております転入転出のワンストップサービスのところの改修でその対応、今回のシステムの一部導入ということにしております。

#### ○源委員

大変よく分かりましたありがとうございます。そしたらもう1点、債務負担行為で公式LINEという、説明があったかと思えます。ちょうど南予でいうと宇和島市が多分去年の今、もうちょっと1年半ぐらい前、大洲市が11月から導入をされておましてようやくかなあという気分がしております。ちょっと前の話1年半ほど前に、LINEの情報がどうのこうのということがあったかと思う。要はサーバーの情報が国内にあるって説明されていたのに、個人情報を含めたものが海外にあったと。今は下火になってあんまり報じられないんですが、基本的には、公式LINEとして、先ほどはごみ出しカレンダーであるとか、今子育て支援課が運用されているような情報発信系に限るのかなというふうには思ったんですが、その辺りどのような形で活用を考えられているのか答弁願います。

#### ○原井川政策推進課長

御質問にお答えします。委員おっしゃられると



おり、現在のせいよ暮らしのアプリであるとか、子育て支援課が運営してますLINEの部分について、それを西予市で新しくLINEを導入して、統合して使えるようなことで、まずはそのサービスを継続するというを考えております。その後、大洲市や宇和島市が通報情報とか、いろんなことで活用されておりますので、本市の対応も、それぞれ必要でございますので、そういった対応も含めながら、拡張を運用を拡大していこうというふうに考えております。

#### ○源委員

これで市独自というか1回目はいわゆるせいよ暮らしのアプリが一つ、次に子育て応援のLINEがあつて、危機管理のコスモキャストが、第4弾かなというふうに思います。

今までの三つに関しては、ダウンロード数とか使用者数が全く分からない子育て応援ラインは分かるか、多分今400人ぐらいだったような気がします、うる覚えで申し訳ないですけど。ざっとで申し訳ないんですけど宇和島市がおおよそ今一万人。大洲市はまだ運用始まったばっかなんですが恐らく多分職員関係にハップかけたんだろうと思います。既に1,000人超えております。やるからにはぜひコスモキャストも結構な年数経ったけど、消防団員の団員数にも至ってないっていう状況があるかと思います。せっかく導入したもの特にLINEというのは、皆さんも日頃本当によく使われてると思いますし、やはりこだけ特にスマートフォンのアプリが氾濫してる中で、新たにアプリを入れて、またそれを見てくれるのは非常に手間なんで、今回LINEに思い切って導入されて非常に期待を持っておりますが、せっかく導入して、全然登録者数が増えないっていうのもまた問題かと思っておりますので、まずはやっぱり導入して最初は肝心だと思います。マイナンバーカードも最初すごいね、大洲市に勝ったら結局負けちゃってるんで、ぜひLINEは、人口も同じぐらいですし、大洲市を抜き去ってですね、市民の皆さんが、市の行政情報を的確に受け取れるっていうことが1番大切だと思いますので、今回債務負担行為ってことなんですけれども導入に当たって、ぜひ登録者数が増えるように、御努力いただきたいと思っております。

#### ○原井川政策推進課長

御意見ありがとうございます。おっしゃられるとおり、SNSの中でもLINEの活用というのが1番多いという調査も出ておりますので、大洲市や宇和島市に負けないような活用をというふうには考えておりますが、まずは、導入するというで、今のスマホのアプリであるとか子育てのアプリを統合して、一つにするというような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時16分）

#### 【教育部】

#### 【教育総務課】

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時24分）

それでは、教育部の審査を行います。

まず最初に、教育部長より挨拶をお願いいたします。

#### ○宇都宮教育部長

教育部長が挨拶を行う。

#### ○河野委員長

それでは、教育総務課の審査を行います。

議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

#### ○山崎教育総務課長

それでは、議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」御説明申し上げます。

野村中学校外壁改修工事は、野村中学校の校舎外壁の一部が剥落したことにより、外壁劣化調査

を実施したところ、広範囲にわたって今後さらに落下する恐れがあることが判明したため、外壁改修工事を実施しているもので、令和4年第1回定例会において議決をいただき、請負金額1億5785万円で株式会社だいわ代表取締役和氣恵次氏と契約を締結し、令和5年1月の完成を目指して進めているところでございます。

今回、請負契約締結後に、普通教室等の天井雨漏り後の修復を補修を行うため、三階天井盤を一部撤去したところ、廊下部分における屋上スラブに多数の爆裂が発生しており、今後、コンクリート片が落下する危険性が高い劣化箇所を新たに確認いたしました。

そこで、今回変更契約により、普通教室棟三階廊下部分の屋上スラブ改修工事を追加し、安心安全な学校生活の保障を確保するものであります。工事の詳細については、普通教室棟三階廊下部分の屋上スラブに、外壁と同様のピンネット工法による改修工事の追加、詳細調査による外壁改修に係る諸数量の修正、その他雨漏りの原因箇所及び被害箇所の補修工事を追加することから、工事請負費1507万5000円を増額し、請負金額1億7292万5000円とし、工期を2月末まで延長する工事請負仮契約を去る令和4年11月10日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○河野委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○佐藤委員

追加工事ということで、市内中学校、野村中学校、宇和中学校というのは非常に老朽化をして、工事を進めていっても多分こういうふうには、悪い箇所というのが出てくるのではないかと、これも追加もやむを得ないと思うのですが、大体この工事でそれ以外のところは、今のところと言ったらいかなのですけれども、修理をせないかんとかっていうふうなことはないかどうかだけ確認をさせていただいたらと思います。

#### ○山崎教育総務課長

今回、剥落防止対策工事に追加する範囲は、普通教室棟三階廊下と、階段部分の屋上スラグになります。教室部分の屋上スラグは木毛セメント版を張りつける仕上げになっておりまして、爆裂によりコンクリート片が剥落するおそれはもうないと考えております。ほかの階ちょっと管理棟についても、確認は行いました。その中で爆裂剥落等の発生が確認しておりませんので、今回のところを修復するという形で進めさせていただきます。

#### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、教育総務課所管分を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

#### ○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、教育総務課所管分について御説明申し上げます。教育総務課所管の債務負担行為分につきまして御説明いたします。

予算書5ページをお開きください。

西予市スクールバス運行業務委託として、令和5年度466万円を限度額とした債務負担行為を計上しております。これは、令和5年3月末日をもって委託契約が切れる皆田小学校のスクールバス1台1路線について、令和5年4月から、遅滞なくスクールバスの運行を行うことができるよう債務負担行為を設定し、今年度中に契約するものであります。

続きまして、予算書20ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の

小学校一般管理庶務事業 616 万 9000 円及び同ページですが、10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費の中学校一般管理庶務事業の 365 万 4000 円の増額補正につきましては、電力の価格高騰により、学校施設において不足する電気料を計上するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### ○河野委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 34 分）

#### 【学校教育課】

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 36 分）

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、学校教育課所管分を議題といたします。

青木課長の説明を求めます。

#### ○青木学校教育課長

それでは、審査していただきます「令和 4 年西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、学校教育課所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為補正として給食センター病原性腸内細菌検査業務委託 197 万円を計上しております。これは学校給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料につきましては、市内の給食センター及び調理場で勤務する職員は毎月 2 回赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 に係る

病原性検査を実施し、学校給食業務に従事しております。

これは、学校給食安全管理基準に基づくものですが、年度で契約を締結しています。委託業者との契約が 3 月末で満了となるため、今年度中の 3 月中に委託業者を決定し、契約を締結しておく必要があるためです。

続きまして、予算書の 22 ページをお開きください。

給食センター運営費につきまして、学校給食庶務事業 1167 万円を増額計上するものです。これは、電力の価格高騰により、市内 3 カ所の学校給食センターにおいて、不足する電気料を計上するもの及び三瓶学校給食センターの施設設備を修繕し、維持管理を行うことで調理場の円滑な運営を図るものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしく願いいたします。

#### ○河野委員長

青木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○加藤副委員長

5 ページの債務負担行為のところですけども、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託ですけども、この債務負担行為は関係がないかもしれませんが人数ですよ、だいたい、月 2 回受けられとるんでしょうっていうことでしたが、大体人数とか、あと 1 回にどのぐらいの費用がかかってくるんですか。そういうことをちょっと参考のために教えてください。

#### ○青木学校教育課長

今ほど御質問いただいた件ですが、まず対象者については、施設長、栄養職員、調理員、調理員兼運転手、そして業務員という給食に携わる全ての職員が対象になっております。そして人数についてはせいよ西で 28 人、三瓶で 11 人、せいよ東が 22 人、個別の調理場になっております大野ヶ原小が 2 人、惣川小が 3 人、合計の 66 人が対象となっております。

#### ○加藤副委員長

先ほどの追加で 1 回に費用もちょっとお聞きしたんですがどれぐらいかかるのか教えてください。

### ○青木学校教育課長

単価につきましてなんですが腸内細菌検査が300円、そしてノロウイルスについては3,000円となっております。ノロウイルスについては、非常に感染力が強いということから、検査費用もその分高額となっております。

### ○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時42分）

### 【生涯学習課】

### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時45分）

それでは、生涯学習課の審査を行います。

議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定」のうち、生涯学習課所管分を議題といたします。

竹内課長の説明を求めます。

### ○竹内生涯学習課長

議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」御説明いたします。同条例については以下センターに関する条例と称させていただきます。

本条例は、令和5年4月1日付けにて設置されます西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関して規定するものであり、本定例会においては、政策企画部から上程しておるものでございます。

当課としましては、同センターの設置により、市内の公民館が廃止となりますけれども、公民館条例の廃止につきましては、センターに関する条例の附則の第2において規定をし、廃止議案の上

程に変えております。また、明浜町の高山公民館が入っております明浜町民会館の条例廃止につきましても同様に、附則第2に規定をしておるところでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

### ○河野委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

### ○河野委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」のうち、生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして議案第115号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

竹内課長の説明を求めます。

### ○竹内生涯学習課長

議案第115号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

図書交流館中央館の交流施設の使用料につきまして、現行は、各部屋1時間当たり210円、冷暖房を使用した場合は、1時間当たり3割増しを規定しております。今回の改正により、使用料の額を1時間当たり400円と設定することとしております。また、従来の冷暖房加算については取りやめ、冷暖房使用込みとしております。

市主催事業、地域サークル、教育機関、社会福祉団体などは、従来どおり原則免除の方針を継続し、第11条に減免の取扱いを具体的に整理し、規定することといたしております。

このほか、第18条図書館協議会委員を任用するとしていた部分を委嘱するに改めております。

また、城川町の土居公民館が老朽化のため、別の場所へ建て替えを行い、来年4月から地域づく

り活動センターとして運用が開始されますので、同センターに位置づけます西予市図書交流館土居分館の位置につきましても変更する必要がございます。別表第1を改正するものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第115号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第140号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

竹内課長の説明を求めます。

#### ○竹内生涯学習課長

議案第140号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」御説明いたします。

野村少年自然の家は、惣川小学校として昭和30年に建設をされまして、昭和46年に校舎を改築整備し、児童生徒を対象とした研修施設として開設をされました。しかしながら、開設から50年以上が経過し老朽化は顕著であり、少子化とも相まって、利用者は年々少なくなり、平成21年度から休止の状態が続いております。

地元からは、休止当初存続の要望もございましたけれども、老朽化や耐震性の問題から、長寿命化には多額の経費が必要であり、今後の利用も望めないことから、本年度をもって、本条例を廃止するものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第140号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、生涯学習課所管分を議題といたします。

竹内課長の説明を求めます。

#### ○竹内生涯学習課長

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、生涯学習課所管分について、予算書に基づいて御説明をいたします。

予算書20ページをお開きください。

10款、5項、2目公民館費の特定財源の部分に89万3000円の減額と記載されております。特定財源でございまして、89万3000円の減額。これは、中央公民館生涯学習事業として取組ましたキャンプ事業について、県のえひめの未来チャレンジチャレンジ支援事業へ申請しておりましたが、不採択となりまして、その補助金、庁舎内をまとめて予算化しておりますまちづくり推進課のほうで、その他の申請の結果もまとめて、各課の財源組替えを行ったため、ここにこのように記載があるものでございます。

歳入の県支出金の記載につきましては9ページの1目総務費県補助金にございますけれども、まちづくり推進課の御説明の折に御確認済みのものかと存じます。

次に、同目、10節需用費のうち、光熱水費につきまして、387万9000円を計上しております。これは、電気料金の値上げによりまして、予算書の事務事業名で確認いただけます市内9カ所の公民館において、予算の不足が生じるため計上するものでございます。公民館ごとの補正額につきましては、資料のほうでも御提出させていただいて

おります。

次に、同日、11 節役務費の手数料 32 万円並びに 12 節委託料、情報ネットワーク構築業務委託料 165 万円について御説明いたします。これは、魚成地域づくり活動センターの設置に伴う、事務所改修工事につきまして、まず、本年度当初予算に、工事費を計上いたしておりまして、事務室を管内で移転するような実施の予定でございますが、今回の補正は、事務室内に設置をしておりますイントラネット情報関連機器を新しい事務室へ移設する経費が当初予算の計上時に含まれておりませんでしたので、改めて計上をさせていただくものでございます。具体的な計上内容でございますが、手数料 32 万円につきましては、各種配線引込み工事等にかかる経費、委託料 165 万円は情報ネットワークの再構築に係る経費となっております。

次に、同日、14 節工事請負費 43 万 6000 円につきましては、惣川公民館の地域づくり活動センターの移行及び日直夜直廃止に伴いまして、事務室が施錠管理できるよう、現在施錠出来ない状態の窓口を改修するとともに、それに合わせて、高齢の来客があった場合に、椅子に座っての対応ができるよう、カウンターを低く改修を行うものでございます。

次の 3 目図書館費、10 節需用費のうち、光熱水費につきましても、今ほどの説明と同じく西予市図書交流館中央館の光熱水費に不足が生じているもので、230 万 8000 円を計上しております。

以上で、生涯学習課の所管について説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○河野委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 58 分）

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 1 分）

#### ○青木学校教育課長

先ほど検査人数について、回答いたしました。訂正がありますので、説明させていただきます。

先ほど 66 名ということで回答しておりましたが、そこに野村中学校の寄宿舎その調理員及び指導員の 5 名を足していただいて、71 名が検査対象ということで、訂正をよろしくお願いたします。

#### ○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 1 分）

#### 【スポーツ・文化課】

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 4 分）

それでは、スポーツ・文化課の審査を行います。議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定」のうちスポーツ・文化課所管分についてを議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

それでは議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」御説明いたします。

本議案、組織の再編に伴い西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定であり、教育委員会の権限に属する事務のうち、市長が管理し及び執行するものの範囲を定める条例制定でございます。

その改正内容についてでございますが、西予市教育部局から、市長部局に移管される事務事業として、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）そして文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）この二つスポーツと文化に関することでございます。

次に、附則の 4 にございます。同様に合わせて、市長部局に移管されます西予市三瓶文化会館条例については、条例のうち条例の中の西予市教育委員会の文言部分を市長に改めそして、第 11 条の

使用料の減免については、市内施設の統一ルールとして、減免規定を追記し、一部を改正するものでございます。

次に、附則の5番西予市宇和文化会館につきましても同様に同条例中の西予市教育委員会の文言の部分を市長に改め、そして、第9条教育委員会規則を規則に第13条においては、利用者が前項の義務を履行しないときは「市長において原状に回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。」1項を加え第15条教育委員会規則で、「市長が別に」に改めます一部改正でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第107号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定」のうちスポーツ文化課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第110号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

それでは、議案第110号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市ギャラリーしろかわに係る観覧料に関する規定の見直しを行うためのものです。改正の主な内容につきましては、第4条中の副館長を削り、観覧料の第8条第2項の部分に市長が別に観覧料を定めることができるという文言を加え、そして、観覧料の減免として、市内施設の統一ルールの減免規定について追記し

まして、別表第8条関係の観覧料の備考を一部改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第110号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第111号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第111号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市営球場に係る使用料に関する規定見直しを行うためのものです。

改正の主な内容につきましては、第9条使用料の減免に、市内の統一ルールとして、減免規定を追記し、使用料の別表第8条関係を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第111号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」原案

に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 112 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 112 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は西予市運動公園に係る使用料に関する規定等の見直しを行うためのものであります。

改正の主な内容につきましては、第 4 条中の西予市宇和プールの利用時間の変更、そして第 9 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして、減免規定を追記し、使用料の別表第 9 条関係を改正するものであります。

以上御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 112 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 113 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

議案第 113 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案

理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市内の学校開放施設の使用料に関する規定の見直しを行うためのものでございます。

改正の主な内容につきましては、第 3 条中の利用者の範囲等、第 10 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして減免規定を追記し、使用料の別表第 9 条関係を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 113 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 114 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 114 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例に関する観覧料に関する規定の見直しを行うためのものであります。

改正の主な内容につきましては、同条例中の入館料の部分を観覧料に改め、第 13 条観覧料の減免、市内施設の統一ルールとして、減免規定についてを追記しまして、別表第 2 第 11 条関係の観覧料を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。



**○河野委員長**

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 114 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 130 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

**○浅井スポーツ・文化課長**

続きまして、議案第 130 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、城川総合運動公園に係る使用料に関する規定を見直すとともに、組織再編に伴う整備を行うためのものであります。

改正の主な内容につきましては、同条例中の教育委員会の部分を市長に改め、そして第 5 条の利用者の部分についても改め、第 12 条の使用料の減免については、市内統一ルールのものに沿って減免規定について追記しまして、別表第 2 第 11 条関係についてを改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○河野委員長**

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 130 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の

委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 131 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

**○浅井スポーツ・文化課長**

続きまして、議案第 131 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市営プールの使用料の規定を見直すとともに、組織再編に伴う整備を行うためのものでございます。

改正の主な内容につきましては、同条例中の教育委員会を市長に改め、第 2 条の西予市宝泉坊プールの位置について、住所についてを改め、第 6 条の使用料の減免について、これにつきましては市内統一ルールとして、減免規定についてを追記しております。そして、別表第 5 条関係の使用料についてを改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○河野委員長**

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野委員長**

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 131 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○河野委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 132 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 132 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、社会体育施設の使用料に関する規定の見直し及び組織再編に伴う整備を行うためのものでございます。

改正の内容につきましては、第 3 条中の利用者の範囲、そして、同条例中の教育委員会を市長に改めます。第 10 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして、減免規定を追記し、第 13 条中の「9 条」を「8 条」に改め、別表第 1 の運動場の住所、貝吹地区グラウンド、溪筋地区グラウンドの 2 施設、そして体育館の住所、溪筋地区体育館の 1 施設の住所変更、そして使用料の別表第 2 第 9 条関係についてを改正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 132 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 133 号「西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 133 号「西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市民憩の家の使用料に関する規定の見直し及び組織再編に伴う整備を行うためのものであります。

改正の主な内容につきましては、本条例中の教育委員会を市長にそして、第 3 条中の利用開始時間を改め、第 8 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして、減免規定を追記し、別表第 7 条関係を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 133 号「西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 134 号「西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

### ○浅井スポーツ・文化課長

議案第 134 号「西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、ふれあい森林施設の使用料に関する規定の見直し及び組織再編に伴う整備を行うためのものでございます。

改正の主な内容につきましては、本条例中の教育委員会の部分を市長に改め、第 6 条中にある「または指定管理者」を削り、第 8 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして、減免規定を追記し、第 9 条中使用料等を使用料に改め、別表第 7 条関係を改正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○佐藤委員**

今アウトドアで非常にキャンプあたり、どういうかいろんな方がなされているようですが、このログハウス1棟、サイト1基あたりのところで、使用というのは結構増えてる状態ですか。

**○浅井スポーツ・文化課長**

コロナ禍で、多少規制もあって利用をこちらも規制をしておったんですけど、その規制がなくなりますと、結構人気のある施設で、ログハウスは結構この夏休み期間中は、県内外からも、割と申込みの申請がございます。

**○河野委員長**

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第134号「西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○河野委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第135号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

**○浅井スポーツ・文化課長**

続きまして、議案第135号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。

今回の改正は、使用料の規定を見直すとともに、組織再編に伴う整備を行うためのものがございます。

改正の主な内容につきましては、第15条の使用料の減免に市内の統一ルールとしての減免規定について追記し、別表第1条第13条関係について使用料についての改正するものでございます。そして、別表の中を少し説明させていただきます。第13条関係ですけど、改正がありまして相撲練習施設そして研修室、会議室、トレーニング室につきましては、210円から300円に値上げをしてお

るところでございます。それから、トレーニングマシン室、占用にする場合がというものを追記しております。これにつきましては、トレーニング室を団体等が使用するとき、占用したいという申出がありまして、そういう場合にもこたえるということで今回、トレーニングマシン室の占用する場合という区分を一つつけ加えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○河野委員長**

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○加藤副委員長**

今御説明があったトレーニングマシン室の占用する場合なんですけれども、料金が880円ということなんですけれども、大体その占用される場合は何人ぐらいで大体使われているのかということと、どんなマシンがあるのか具体的に教えていただきたいと思います。

**○河野委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時35分)

**○河野委員長**

再開を告げる。(再開 午後3時36分)

**○佐藤野村教育課長**

乙亥会館のマシン室についてお答えいたします。マシン室の占用につきましては、今まではマシン単体での貸出ししかしておりませんでしたので、占用の貸出しはございませんでした。マシンにつきましては8台あります。8台置いてありますので、8台分の110円ということで880円ということで設定させていただいております。

**○河野委員長**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○河野委員長**

それでは、以上で質疑を終結といたします。

議案第135号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○河野委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 136 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 136 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

今回の改正は、使用料に関する規定の見直しとともに、組織再編に伴う整備を行うためのものがございます。

改正の主な内容につきましては、同条例中にあります教育委員会を市長に改め、そして、第 9 条使用料の減免に市内施設の統一ルールとして減免規定についてを追記し、一部を改正するものがございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 136 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

それでは、議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は城川文書館設置条例に係る名称及び位置の変更に関する規定の見直しを行うものがあります。

城川文書館につきましては、築後 100 年以上を

経過しており、老朽化の著しい施設であり、移転を検討しておりましたところ、土居公民館の建て替えに伴い、どろんこ祭り保存館にある展示品が土居地域づくり活動センター内に移転保存されることになりました。どろんこ祭り保存館を文書館として再利用するよう、文書館の位置、番地を変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。

議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、スポーツ・文化課所管分を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

#### ○浅井スポーツ・文化課長

続きまして、議案第 151 号第 8 号補正スポーツ・文化課分の説明をさせていただきます。

「令和 4 年度西予市一般会計補正予算書（第 8 号）」のうちの部分でございます。今回のスポーツ・文化課に関する補正は、社会体育施設等の 7 施設の不足する電気代、三瓶文化会館の施設整備修繕料と工事請負費、そして宇和運動公園の陸上競技場夜間照明 LED 化の工事請負費の増額補正でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書は、21 ページをお開きください。

10 款教育費、6 項文化振興費、3 目文化施設運営管理費、509 万 9000 円の増額補正でございます。これは、ギャラリーしろかわが 230 万円、三瓶文化会館 73 万 6000 円、そして朝立会館 18 万

9000 円、これらの施設の不足する電気代でございます。合計が 322 万 5000 円の増額補正、電気代分でございます。この補正は、原材料価格高騰や石油価格の上昇に起因する電気代の値上がりによる不足分を補正するものでございます。

次に、三瓶文化会館の裏口玄関の扉修繕でございます。これに 161 万 5000 円、合わせて電気錠一式取替え工事費として 25 万 9000 円を計上するものでございます。これは、裏口玄関扉の修繕と令和 5 年 4 月 1 日から無人となる時間帯の三瓶文化会館利用者のかぎの受渡し方法の見直しに伴い、会場セキュリティにあわせ電気錠を取り替える工事でございます。

次に、予算書 22 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、2 目体育施設費、449 万 7000 円の増額補正でございます。

まず、電気代でございますが、これは、宇和運動公園の 71 万 6000 円、乙亥会館 210 万円、三瓶体育館 41 万 8000 円、下泊地区体育館 17 万 3000 円の不足するこの 4 施設の電気代、合計 240 万 7000 円でございます。先ほどの説明同様ですが、原材料価格の高騰により、起因する電気代値上がりにより不足する電気代の補正でございます。

次に、宇和運動公園陸上競技場の夜間照明を、LED化改修工事費として 209 万円を計上するものでございます。これは、宇和陸上競技場を利用する子どもたちの陸上教室。また、中学生高校生の陸上部の部活動の練習時において、夜間、夜暗くなったときに、周辺部が少し暗くて安全が保てないということ、そしてあわせて周辺で市民の方々が散歩やウォーキングする方の夜間の安全確保のため、LED化の改修工事として増額補正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

#### ○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうちスポーツ・文化課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 48 分）

#### ○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 48 分）

#### ○加藤副委員長

総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 48 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

河野 清一